

こどもみらい館子育てサークル登録について

令和5年3月16日

1 趣旨

登録された子育てサークルの活動の周知を図ることにより、こどもみらい館と市民との子育て支援ネットワークの確立を目指す。

2 登録資格

- (1) 活動拠点：主に京都市内を中心に活動しているサークル等であること
- (2) 活動目的：子育て支援を主たる目的として活動しているサークル等であること
活動目的がこどもみらい館の設置趣旨、運営方針に合っていること
企業又は営利目的の団体ではないこと
- (3) 活動対象：乳幼児とその保護者を含むこと
- (4) 活動状況：子育てに関することや仲間づくりなどを活動の中心としていること
申込時に継続した活動がされていること

3 登録手続き

登録を希望するサークルの代表者は、①から③の書類を提出すること。提出された書類により登録の可否を決定する。登録期間は、決定後から年度最終日までとする。

- ① こどもみらい館子育てサークル登録依頼書
- ② 会の目的や会員構成が分かるもの（規約・定款など）
- ③ 登録依頼書を提出する前1年間程度の活動の様子がわかる資料（活動報告書、広報物等）

4 更新手続き

更新を希望する場合は、年度当初に改めて必要な書類（3①から③）を提出すること。

5 登録後のサークル情報の取り扱い

- (1) こどもみらい館ホームページへの接続、サークル情報へのサークル概要の開示
- (2) 印刷物の情報コーナーへの配架
 - ①チラシ等の印刷物（ポスターをのぞく）は、あらかじめ事務局で決定の手続きを取り、所定のラックに配架する。
 - ②チラシ等の印刷物のサイズはA4までとし、1.5 cm程度の厚みのラックに収納できる枚

数とする。

- ④ 配架期間は、期限のあるものはその当日まで、期限のないものは団体の希望する日（但し、登録期間を限度とする。）までとし、期間が経過したものについては、当館で処分する。
- ⑤ 当館での配架が適当でないと判断をした場合は、配架しないことがある。

6 その他

名称、連絡先等登録内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局に連絡をすること。内容に虚偽があった場合や本来の目的を逸脱した活動が認められる場合は、登録を取り消す。